平成２５年（フ）第２４２８号
東京都八王子市犬目町503番２
破産者　有限会社アピア電子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６７４号
神奈川県川崎市高津区久末2061―１―103
破産者　本田　　聡
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６７５号
神奈川県川崎市高津区久末2061―１―103
破産者　本田佐和子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８１１号
埼玉県戸田市本町５―５―14、住民票上の住所埼玉県川口市大字東本郷988―２
破産者　假谷　貴之
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８１６号
東京都葛飾区四つ木５丁目15―９―1004
破産者　岩間　俊昭（旧姓土城）
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３２９号
東京都昭島市田中町１丁目24番18号
破産者　株式会社アイ・エフ・ピー
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３３０号
東京都八王子市中野上町３丁目28―12
破産者　横関　勝彦
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３８７号
東京都墨田区亀沢４丁目10番10号
破産者　株式会社ギヤロツプ
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９０９号
東京都大田区西嶺町31―26―203
破産者　七田　佳奈
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３２３号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目13―９―102
破産者　杉田　　隆
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４４５号
東京都新宿区新宿２丁目16番９号
破産者　ゴールドクリフ株式会社
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４４６号
東京都新宿区北新宿１丁目13―４―303
破産者　荒井美和子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５３８号
東京都港区南青山６丁目７番14号
破産者　株式会社ジエイ．デイー．アイ
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５３９号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目56―５―501、開始決定時の住所東京都三鷹市井の頭５丁目26―３
破産者　高原　祐馬
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５４０号
東京都港区南青山６丁目７番14号
破産者　株式会社ＴＭＪ
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５４１号
東京都町田市三輪緑山４丁目25―１　ここち野１―103
破産者　宮崎　浩孝
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６７４号
東京都新宿区二十騎町20番地２
破産者　有限会社プシュケ
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６７５号
埼玉県草加市高砂２丁目１―20―903
破産者　鈴木　幸枝
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６７６号
埼玉県草加市高砂２丁目１―20―903
破産者　鈴木　　綾
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８０１号
東京都中野区東中野５丁目10番５号
破産者　株式会社アイリンク
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８０２号
東京都杉並区本天沼２丁目２―13
破産者　雨宮　　孝
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９３９号
東京都台東区東上野３丁目37番６号
破産者　有限会社エコ・ブレンド
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９６１号
埼玉県朝霞市大字溝沼796番地１メゾンパレス205
破産者　有限会社上野運送
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部